

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
長崎県							
長崎市	農業新規参入促進事業	【事業対象者】 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するものとする。 1 農業に新規参入しようとする企業又は個人 2 その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの	1. 対象事業 ・生産基盤整備事業（ハウス／付帯施設等） ・小規模土地基盤整備事業（圃場への進入路／農地造成・改良／灌排水施設／整地・客土等） 2. 面積要件：実施面積が300㎡以上であること 3. 補助率：対象事業経費の2分の1以内（予算の範囲内において、1事業主体当たり補助額上限400万円とし、事業期間中1回の利用に限る。）	—	—		4.9
	農業研修制度	長崎市農業センター：18歳以上で研修場所まで通える方で、研修修了後、農業ヘルパーとして市内農業者のお手伝いができる者 一般財団法人長崎市地産地消振興公社：満18歳以上で研修場所まで通える方で、研修終了後に就農する者	長崎市では戸石町の長崎市農業センターにおいては、農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成を、布巻町の一般財団法人長崎市地産地消振興公社においては、新規就農者の育成を目的とした農業研修会を開催している。 研修修了後は、遊休農地の紹介や小型耕運機の貸し出し等を行い、新規就農体制のフォローアップを図るとともに、農業ヘルパー登録者に対しては、無料職業紹介事業により市内農業者への就労紹介等も行っている。 【長崎市農業センター】 ＜場所＞長崎市戸石町34-2 ＜期間＞5月～3月（平日40回程度） ＜時間＞午前9時～午後4時 ＜研修内容＞野菜・花き・果樹等農作物全般 ＜研修場所＞市内農家圃場及び農業センター圃場 ＜費用＞無料 ＜募集方法＞広報ながさき3月号に掲載 ＜募集人員＞30名 ＜問い合わせ先＞095-830-1124 【一般財団法人長崎市地産地消振興公社】 ＜場所＞長崎市布巻町111-1 ＜期間＞4月～3月（週に3回） ＜時間＞午前8時30分～午後5時 ＜研修内容＞露地野菜 ＜研修場所＞周辺研修圃場 ＜費用＞無料 ＜募集方法＞広報ながさき2月号に掲載 ＜募集人員＞15名 ＜問い合わせ先＞095-892-2824	左記のとおり	左記のとおり	農林振興課 095-820-6564 http://www.city.nagasaki.lg.jp/	2
	青壮年新規就農給付金	【事業対象者】 新規就農者であって、次に掲げる要件などを満たす者（記載以外にも要件有） ○就農時の年齢が45歳以上65歳未満で、専業で農業を新たに開始する者。親の農業経営を継承する者は、10a以上の耕作放棄地を解消する者 ○独立・自営就農であること ・基本的な要件は国の青年就農給付金（経営開始型）と同様とする ○青年等就農計画の認定を受けた者であること ○人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 ○生活費の確保を目的とした給付等を受けていないこと ○市税等の滞納がないこと	【給付金の額】 1人当たり年間120万円 （耕作放棄地解消加算あり） 【給付の期間】 就農後、最長2年間	—	予算の範囲内		4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
諫早市	諫早市認定農業者等支援事業	◆支援対象者 認定農業者等(認定農業者もしくは認定農業者となることが確実と見込まれるもの又は認定新規就農者)で下記の①②の要件をすべてを満たす者 ◆要件 ①農業経営改善計画書又は青年等就農計画書に掲げた目標を達成するために行う事業であること。 ②原則農用地区域内の事業であること。ただし、生産施設を建設する場合にあつては農業振興地域内でも可とする。	①小規模土地基盤整備 国、県の補助対象とならない概ね10a以上の農地の基盤整備(畝町直し)に要する費用への助成。(整備面積は同一人の累計で50aまでとする。) <内容> 事業費の2分の1以内又は10aあたり25万円を上限に補助 ②生産施設整備 国、県の補助対象とならない施設整備及び施設整備と併せて行う付帯施設整備に要する費用への助成。(同一部門で一人一回限りとし、施設は共済保険への加入が条件) <内容> 事業費の3分の1以内で一人あたり200万円を上限に補助	随時	予算の範囲内	農業振興課 0957-22-1500	9
	諫早市施設園芸経営支援事業	◆支援対象者 以下のすべてに該当する者 ・市内に住所を有する認定農業者、新規就農者 ・下記の要件に掲げた園芸施設において営農する者(リースによる営農を含む) ・市税等の滞納がない者 ◆要件 平成22年4月1日以降、国、県、市の補助事業又は制度資金を活用して新たに諫早市内に整備された園芸用ハウスでの営農であること。	新たに整備された園芸施設において営農する者の経営費の一部を3年度以内で助成 <補助対象経費> ・園芸施設に係る前年の経営費で、生産に投入した種苗費、肥料費、農薬費、動力光熱費、その他の物財費を対象とする。 <補助額> ・補助対象経費に相当する額。ただし、対象経費が当該園芸施設の整備費の1%に相当する額を超えるときは、その1%に相当する額とし、交付期間中の補助額の合計額は100万円を限度とする。	—	予算の範囲内		4
	諫早市新規就農者定住支援事業	(1) 農業経営開始時の年齢が18歳以上45歳未満であること。ただし、45歳以上65歳未満の者であつて、次のいずれかに該当する者は、この限りではない。 ア) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者 イ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者 ウ) その他、ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者 (2) 諫早市農業振興地域内に存する空き家を購入又は賃借すること。 (3) 市内に存する農地を購入又は賃借すること。ただし、3親等以内の者からの購入又は賃借を除く。 (4) 生産物、生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。 (5) 農産物等の売上げ、経費等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。 (6) 農業経営に関する主権を有していること。 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。	農業経営の開始に伴い必要となる物品の購入又はリースに要する費用を一人1回限り補助。ただし、他の補助事業によりその経費が交付される場合は、補助金の対象としない。 (補助対象経費) ①農業用機械 管理機、運搬車、噴霧器、草刈機等 ②農業用施設 園芸ハウス、果樹棚等 ③農業用資材等 農薬、肥料、収穫用コンテナ、園芸用支柱・ネット等 ④その他長が必要と認めるもの (補助限度額) ①空き家定住の場合…30万円 ②空き家バンク定住の場合…50万円	—	予算の範囲内		4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
佐世保市	佐世保市新規就農者支援事業	・原則45歳以上60歳未満の就農から1年以内の新規就農者で、市に就農計画の認定を受けたもの。 ・就農計画の認定から5年以上農業経営を行う強い意志を有していること。 ・原則として、生活費の確保を目的とした国などの他の事業による給付等を受けていないこと。 ・以前に農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)の交付金の交付を受けていないこと。	①就農給付金:最長3年間給付金を給付(最大年120万円/人) ②農地賃借料補助:経営に必要な農地の農地賃借料の補助(賃借料の1/2以内※1経営体につき8万円以内) ③農機等購入費補助事業:経営初期に必要な農機等の購入費の補助(購入費の1/3以内※1経営体あたり100万円以内)	随時	2名	農業畜産課 0956-24-1111	4
	農業担い手育成事業	・農業の担い手として活動している団体 ・農業後継者が組織している団体	組織の活動費に対する支援 補助率:総事業費の1/2または1/3	随時	—		9
島原市	農業後継者就農奨励金支給事業	①本市で農業経営を行っている親等の経営を継承する方(農業後継者) ②市内に居住し、市内に住所がある方 ③平成21年4月1日以降の新規就農者で、年間農業従事日数がおおむね250日以上の方 ④就農時40歳未満の方(ただし、就農した年度に満40歳になられる方も対象となります。)	①専業として就農し、1年経過後(研修期間を除く) 50,000円 ②専業として就農し、3年経過後(研修期間を除く) 100,000円	随時	予算の範囲内	産業政策課 0957-68-1111 sangyo@city.shimabara.lg.jp	9
	Uターン農業研修支援事業	・本市に定住する意思をもって転入し、市内で新たに農業研修を受ける人。 ・研修開始時において64歳未満であること。 ・市内の借家等に居住し、自ら家賃を支払っていること。	農業研修期間の家賃補助を行うとともに定住支援・就農相談員による定住および担い手として自立をめざす支援(長崎県新規就農相談センターによる技術習得支援事業と連携する事業)	随時	3名程度		9
	新規就農者自立支援事業	・本市に定住の意思をもって転入又は他産業から参入し、農業経営を始める者。 ①平成29年4月1日以降に転入又は他産業から参入し、新たに独立自営による農業経営を開始する者であって、経営開始時において45歳未満であること。ただし、親元就農又は経営継承するものは、除く。 ②農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。 ③島原市に住所を有し、経営基盤の農地の総面積の7割以上が島原市にあること。	農業経営の開始に伴い必要となる物品の購入又はリースに要する費用で、市長が認めるものとする。ただし、他の補助事業によりその経費が交付される場合は、補助金の対象としない。また、補助金の交付については、1人につき1回限りとする。 《補助対象経費》 (農業用機械) 管理機、運搬車、噴霧器、草刈機等 (農業用資材等) 収穫用コンテナ、園芸用支柱・ネット等(その他) 市長が必要と認めるもの ※数年間資材等の形で残り営農に一定の継続的使用する物品を対象とし、農薬、肥料、燃料、電気等物品として残らないものは対象としない。 《補助率及び補助額》 ・対象経費の2分1以内(上限:200万円)	随時	予算の範囲内		4
	農林水産業雇用促進事業	・補助対象者が、市内に在住する認定農業者であること ・市外からの転入者を新たに雇用すること。転入者については、転入の日から雇用開始までの期間が1年未満であり、かつ、転入の日前1年間ににおいて市内に住所を有していないこと。雇用については、申請の日より概ね1年間以上雇用される見込みであること。なお、親元就農の場合は、対象としない。	・農林水産業において、労働力不足を解消するとともに移住を促進することによる地域活性化を目的として、市外からの転入者の新規雇用を支援する	随時	2名程度		5

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大村市	＜1.農業を始める前＞ 農業インターンシップ 【農業就業体験支援事業】	・農業に関心があり、将来農業をやってみたい高校生・大学生 ・Uターン・Iターンなどでの就農を希望する一般社会人	・3泊4日（1日目午後～4日目午前） 農家に滞在し、農業を体験できる。 ・参加費、宿泊費、食費は無料 ・交通費は基本的に自己負担 ※県外からの参加は、 実費の1/2を助成・最高3万円 （女性2人以上の場合は、最高6万円）	随時	—	農林水産振興課 0957-53-4111 http://www.city.omura.nagasaki.jp/	2,3
	＜1.農業を始める前＞ 新たな担い手支援事業 【農業後継者育成支援事業】	①研修を開始する時に、 年齢が65歳未満の者で 市内に住所を有する者 ②研修を終了した後に、 市内で就農する者 ③普通自動車免許 （AT限定免許は除く） ④過去に青年就農給付金など、 国費を受給していない者	【給付金】 研修期間中に給付金を支給する。 ※就農希望者1人あたり日額6千円 （座学の研修期間も含む） 【家 賃】 市内に住むために借り入れた アパートなどの家賃の一部を助成 ※家賃の1/2 （最高月額2万5千円）	随時	—		3
	＜2.農業を始めた後＞ 新たな担い手支援事業 【経営開始支援事業 （施設整備）】	①65歳未満の新規就農者で 相当の農業技術を取得し、 市内で、独立自営により 続けて5年間以上営農を行う者 または、 ②就農5年以内の後継者	【補助の対象となるもの】 初期投資や、経営を始めるときの 作物などの導入に必要な経費に 対して補助する。 【補助額】 ①大村市の主要品目 （いちご・トマト・きゅうり・みかん） …経費の1/2（最高400万円） ②その他の品目 …経費の1/4（最高50万円）	随時	—		4
	＜2.農業を始めた後＞ 新たな担い手支援事業 【経営開始支援事業 （賃借料）】	①研修を開始する時に、 年齢が65歳未満の者で 市内に住所を有する者	【補助の対象となるもの】 新たに就農するときに必要な農地や、 規模の拡大に必要な農地の 賃借料を、5年間継続して補助する。 【補助額】 10a(1000㎡)あたり最高2万円	随時	—		7
	＜2.農業を始めた後＞ 農業後継者婚活支援事業 （婚シェルジュおむら）	35歳以下で独身の農業者	婚活イベントの開催による 出会いの場の提供 ※年に1～2～3回の開催	随時	—		9
	＜2.農業を始めた後＞ 経営規模拡大資金融資	大村市内の農業者	・低金利の融資 （認定農業者…0.3 0.5%,その他…0.6 0.8%） ※金利は変動あり ・借入れに関わる保証料相当分 （0.5% 0.43～0.45%）を助成	随時	—		9
	＜3.軌道に乗ってきたら＞ 農業経営向上チャレンジ事業 【高品質化研究支援事業】	農業者が組織する団体	【補助の対象となるもの】 新しい品目の導入、品種改良など 経営の向上を図るための調査研究費 【補助額】 調査研究費の1/2 （最高40万円）	随時	—		9
	＜3.軌道に乗ってきたら＞ 農業経営向上チャレンジ事業 【所得向上支援事業】	農業所得400万円に達していない 農業者	【補助の対象となるもの】 所得を上げるために必要な 機械導入費 【補助額】 機械導入費の1/2 （最高10万円）	随時	—		4
	＜3.軌道に乗ってきたら＞ 農業経営向上チャレンジ事業 【農地利用促進支援事業】	認定農業者 （人・農地プランに入っている者）	【補助の対象となるもの】 農地を新しく5年間以上 借りる場合の初年度の賃借料 【補助額】 賃借料の1/2（10aあたり最高1万円）	随時	—		7

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
	<3.軌道に乗ってきたら> 農業経営向上チャレンジ事業 【家族協定締結奨励金】	経営の近代化、改善のために 家族経営協定を締結する農家	家族協定を結んだら 3万円を給付	随時	—		9
	<3.軌道に乗ってきたら> 農業経営向上チャレンジ事業 【農業経営改善支援事業】	家族経営協定を締結した農家	【補助の対象となるもの】 パソコンなどで経営の管理をする 農業簿記会計ソフトなどの導入や ICT化にかかる経費 ※ICT…インターネットやコンピュータを 使ったシステム全般 【補助額】 経費の1/2（最高10万円）	随時	—		9
平戸市	平戸式もうかる農業実現支援事業 (就農準備支援事業)	市が認めた研修機関等で研修を受ける新 規就農希望者で、研修後、市内に就農す る者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者で、就農 予定時の年齢が55歳未満の者(市単独)	新規就農希望者に対し、研修期間中の生 活費を支給(1年間) ①上乗せ 年間90万円(月額7.5万円) ②市単独 年間120万円(月額10万円)	随時	—	農林課 0950-22-4111	3
	平戸式もうかる農業実現支援事業 (経営開始支援事業)	上記就農準備支援事業の対象者又は同 等の技術を習得していると市が認めた新 規就農者で、5年以内に農業で生計が成 り立つ経営を成し遂げる者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者で、就農 時の年齢が55歳未満の者(市単独)	新規就農者に対し、就農初期の生活費を 支給(2年間) ①上乗せ 年間90万円(月額7.5万円) ②市単独 年間120万円(月額10万円)	随時	—		4
	平戸式もうかる農業実現支援事業 (中核的経営開始型支援事業)	上記就農準備支援事業の対象者又は同 等の技術を習得していると市が認めた新 規就農者で、5年以内に地域の中核的農 家となりうる経営を成し遂げる者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者(市単独)	新規就農者に対し、施設等の整備費用の 一部を補助 ①上乗せ 補助対象経費の 4/5 以内 ②市単独 補助対象経費の 2/3 以内	随時	—		4
	平戸式もうかる農業実現支援事業 (人材育成型支援事業)	生産部会から推薦された研修インストラク ター(園芸農家に限る)で、新規就農希望 者(研修生)を指導するために必要な施設 整備を行う者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者(市単独)	インストラクターに対し、研修施設等の整 備費用の一部を補助 ①上乗せ 補助対象経費の 1/10 以内 ②市単独 補助対象経費の 2/3 以内	随時	—		6
	産地を支える人材確保推進事業	生産部会から推薦された研修インストラク ター(園芸農家に限る)で、新規就農希望 者(研修生)を指導する者 ※国県事業の対象とならない者のみ	インストラクターに対し、新規就農希望者 (研修生)への指導に要する経費を補助 研修生1人当たり月額3万円	随時	—		6
対馬市	フレッシュ担い手育成事業	新規就農者及び人・農地プランに位置付 けられている担い手	島外への研修を希望する担い手への旅 費等を支援する。	随時	—	農林・しいたけ課 0920-53-6111	3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
吉崎市	吉崎市新規就農者支援事業	農業研修等を受け、就農計画の認定を受けた農家の子弟である後継者及び他産業の多様な経験を生かし、今後農業を職業として志す新規就農予定者とする。年齢は原則として、満45歳未満とする。	研修を受け、就農計画の認定を受けた者に対する独立支援。 就農計画認定後、就農時に600,000円を限度として補助する。	随時	—	農林課 0920-44-6111	4
西海市	西海市新規就農者支援事業	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内で就農して2年以内の者。 ※「就農」の要件について詳細規程あり。 (2) 市内に居住していること。 (3) 就農時において、年齢が58歳以下であること。 (4) 国の事業である農業次世代人材投資事業の交付の主たる要件を満たすものでないこと。	(補助対象経費) ①ハウス、トラクター、管理機、動噴 ②農具、堆肥、肥料、農薬等(対象作物が明確であるもの。) ③農地借上料、農地整備費、用水路の整備 ④畜産関係機械、設備、飼料(対象作物が明確であるもの。) (補助額) 300千円(定額) 交付回数1回 ※45歳未満で西海市青年農業者の会に入会している場合は2回(2ヵ年)	随時	2人	農林課 0959-37-0070	4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
雲仙市	光り輝く雲仙力アップ事業 担い手育成支援事業	1 農業機械導入事業 ・事業主体は雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は汎用性の高いものとし、その基準は別に定める。 2 農業施設整備事業 ・事業主体は雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・面積が概ね10a以上かつ間口2.5m以上の園芸用ハウス(AP、ガラス、硬質ビニールハウス等)並びに面積が200㎡以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設	1 対象経費 ・農業機械及びその機械の付属品 ・新規の園芸用ハウス及びそのハウスの付帯設備(灌水設備、加温設備、電気設備等)、畜舎及び家畜糞尿処理施設 2 補助率等 当該事業に関する経費の1/5以内 ・農業機械及びその機械の付属品(補助金限度額1,500千円以内) ・それ以外(補助金限度額2,000千円以内)	随時	—		4
	農業就業者確保育成対策事業	1. 就農意欲向上対策事業 新規就農を希望し、かつ、市内の農業者から研修を受ける者で、次の要件を全て満たすものとする。 (1)事業完了後、市内に在住し、及び就農すること。 (2)農業次世代人材投資事業(準備型)の研修計画を提出し、県の承認を受けていること。 (3)県の技術習得支援事業に応募し、及び合格すること。 (4)農業に係る知識及び技術の習得だけでなく、地域の行事、他の農業者との交流等へ積極的に参加すること。 2. 研修指導体制支援事業 就農意欲向上対策事業による研修生を受け入れる市内の農業者で、次の要件を全て満たすものとする。 (1)技術習得支援事業実施要領により、受入団体等として登録されていること。 (2)研修生を労働者として扱わず、年間を通じた効果的な研修となるように努め、かつ、労働の対価として金銭を支給しないこと。	1. 就農意欲向上対策事業 月額 50,000円 (ただし、農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している期間) 2. 研修指導体制支援事業 月額 20,000円 (就農意欲向上対策事業を活用する者に自らの農業経営を研修させている期間)	随時	予算の範囲内	農林水産課 0957-38-3111 http://www.city.unzen.nagasaki.jp/	3.6
南島原市	南島原市農業振興対策事業(農業後継者育成事業)	(補助金の交付の対象となる経費) 次に掲げる農業大学校等(以下「機関等」という。)において、修学又は研修する者を扶養している農業者等が、その者を、当該修学又は研修の終了後3年以内に就農させることを目的として、当該機関等において、修学又は研修させるために要する経費につき、市長が認める経費 (1) 農業大学校 (2) 農業高等学校 (3) 農業関係試験場 (4) その他市長が認める機関等	月額 5,000円	5月末まで	20人	農林課 0957-73-6661	3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
東彼杵町	—	・定住対策として、「持ち家奨励金」制度 (H25. 7～) U・Iターンの方: 100～200万円 その他の方: 15～30万円 ※追加支援として、高校生以下の子ども1人当たり10万円 ・空き家活用奨励金: 空き家BANK登録家屋へ入居が決まった場合 ・空き家改修奨励金: 空き家BANK登録家屋へ入居し、改修が必要な場合	・新たに土地を取得し、居宅を新築後、転居された場合 (中古住宅取得の場合も助成あり) ・空き家BANK: 空き家を貸したい人の情報を、空き家を探している方に情報提供。 ・空き家活用奨励金: 空き家の所有者等に20万円、入居者に20万円又は10万円の奨励金。 ・空き家改修奨励金: 改修に係る経費の一部を補助。補助率1/2、最大100万円まで (H25.7～) ※農地の幹旋や就農相談等は随時行っているが、予算を確保して実施している支援はない。	—	—	農林水産課 まちづくり課 0957-46-1111 http://www.sonogi.jp/	1,7,8
波佐見町	波佐見町新規就農者祝金事業	祝金の支給対象者は波佐見町で新規に農業に従事する者で、町が定める「人・農地プラン」で今後の地域の中心となる経営体として位置づけられた次の各号に該当するものとする。このほか、特別に町長が対象者と認めた者とする。 (1) 町内に居住している者 (2) 45歳以下の者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 非農家等、既存の農業経営基盤を持たない者で、農業で生計を立てることを目的に新たに農業経営を開始する者 イ 農家の後継者で一旦他の職業に就き、その職を辞して新たに就農する者	祝金の支給額は、対象者1人当たり10万円とする。 (定額補助、就農時1回のみ支給、使途について農業経営の一助とするものに使用。)	—	—	農林課 0956-85-2980	1
小値賀町	小値賀町農業研修支援制度	農業に対する強い意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者等で、研修終了後も、引き続き町内に居住し、就農すること。 概ね45歳未満で、独身者の場合は35歳未満。	研修期間: 1年間 地域おこし協力隊として、1年間を通して農家研修を実施。(ただし、1年間の内2か月間を諫早の農業大学校にて基礎研修を行う。) 2年目以降は、下記の担い手公社研修制度に移行する。 生活保障: 月額160,000円を支給。家賃に応じて住居手当を20,000円を限度に支給。 身分保障: 社会保険・雇用保険	周年	最大2名	総務課(募集) 産業振興課(事業実施) 0959-56-3111 http://ojika.net/	1,2,3,7,8
	(一財)小値賀町担い手公社研修制度	農業に対する強い意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者等で、研修終了後も、引き続き町内に居住し、就農すること。 概ね45歳未満で、独身者の場合は35歳未満。	研修期間: 2年間 施設野菜を主に、露地野菜、育苗技術の研修を実施。 品目に応じて、公社での研修若しくは農家研修を実施。 生活支援: 基本額 月額160,000円 (独身及び妻帯者だが一人だけ研修) 夫婦での研修 月額240,000円 扶養手当 配偶者 13,000円 (基本額での研修のみ支給) 子 5,000円/1人 住居手当: 10,000円 (1ターンのみ)	周年	最大6名	産業振興課 0959-56-3111	1,2,3,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援 9. その他